

6 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
<p>認 可 時 (平成23年10月)</p>	<p>・設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、開設時から4年制大学にふさわしい教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・入学者選抜の方法について、「高等学校新卒者に関しては、スポーツ活動の実績、リーダー経験、将来性等を重視」とあるが、これらの素養は高等学校新卒者だけでなく、社会人学生も含め受け入れる学生すべてに必要な素養であると考えられることから、高等学校新卒者以外の学生についても同様にスポーツ活動の実績等を選抜時の判断項目とすること。併せて、「スポーツ活動の実績、リーダー経験等」を、どのような基準に基づき判断するのか明確にした上で、適切に選抜を行うこと。</p> <p>・面接授業の時間割が過密であると見受けられることから、授業科目の質の保証や内容の充実を図り、学生や教員に配慮した時間割となるよう授業計画を再検討し、その計画を着実に実行すること。</p> <p>・レポートの提出が集中する時期の教員や支援スタッフ等の負担に配慮し、適切な人員の配置に努めること。</p>	<p>認可申請通りの科目を設定し、専任教員の逝去による未公開科目(2科目)を除いて、全て開講し、設置計画を履行するよう努めている。</p> <p>全専任教員による初学教育(4月16日～5月11日)を実施中であり、その中で、設置の趣旨・目的等の確認と学生への伝達、通信教育に必要な基礎知識の教育を行っている。また、受講できなかった学生に対しては、各講座の要旨を配布、又、一部科目では映像視聴により、教育内容の漏れがないように努めている。</p> <p>大学にふさわしい教育及び研究活動を行うよう、運営委員会、教務委員会を中心に、各委員会において専任教員が努力している。(24)</p> <p>入学者選抜では、高等学校新卒者に加えて、高等学校新卒者以外の学生についても、スポーツ活動の実績等を選抜時の判断項目とした。</p> <p>入学者選抜における判断項目である「スポーツ活動の実績、リーダー経験等」は、「仕事への熱意」「キャリア設計での成功イメージの強さ」「言葉遣い、行動、身だしなみ」「コミュニケーション能力」「社会における活動実績」「本学での学習計画」の6項目であり、これらをそれぞれ5段階評価し、その合計点(30点満点)により評定した。(24)</p> <p>集中スクーリングでは、同一科目の一日あたりのコマ数上限を4コマとして、時間割が過密になることのないよう考慮し、授業科目の質の保証や内容の充実を図る。(24)</p> <p>設置申請の通り、科目を担当する教員の他、添削指導員、授業アシスタント、教育アドバイザーを十分に配置し、連携し、レポート添削、評価業務を円滑に行う。(24)</p>	

・ウイクリーミーティングの決定を後日理事会の決定とみなす取り扱いをしていることから、今後、適切な理事会の運営に努めること。

・理事、監事、評議員の選任方法に誤りがあることから、寄附行為の規定に基づき適切に行うこと。

・理事会、評議員会の運営に関し、以下の事項について適切に行うこと。

【予算及び寄附行為変更に関する理事会、評議員会の開催順序】

ウイクリーミーティングでの決定を理事会の決定とみなすことはしない。理事会はウイクリーミーティングとは別個に行なっている。(24)

学園の役員、評議員の任期満了に伴う新役員及び新評議員の選任に関して実施した平成22年度第2回理事会(22.4.26)において議決した3議案のうち、監事選出及び評議員8名の推薦に関する議案は、寄附行為では、先ず、理事会において審議、議決し、その後、同議案案件について評議員会においてそれぞれ同意、選任する必要があった。

しかるに、当該議案については、当学園会議開催の事務担当者の錯誤で、平成22年度第2回理事会を評議員会の後に実施しており、理事会と評議員会の審議の順序が逆で、監事選出、評議員推薦の方法に誤りがあった。

この件については、私立学校法第38条「役員の選任」及び同条第44条「評議員の選任」並びに、学園寄附行為第7条「監事の選任」及び同23条「評議員の選任」の規定に反する事である。以後はこのような誤りを起こさないよう法規、規定を遵守し、適切な理事会、評議員会の運営に努める。(24)

平成22年度第14回理事会及び平成22年度第11回評議員会(23.3.10)の理事会と評議員会の開催順序が逆になっていた。

事業計画及び予算については、あらかじめ評議員会の意見を聞くことについては学園寄附行為第21条(諮問事項)第1項第1号に規定しているほか、文部科学省担当官から説明を受けた「私立大学等の設置に係る寄附行為認可の審査の要点」にも記載されていることである。

当学園の平成21年度以前の事業計画及び予算に関する評議員会及び理事会の開催順序については、寄附行為規定のとおり評議員会を先に、理事会を後に実施していた。

しかるに、平成23年度予

		<p>算及び事業計画に関する評議員会及び理事会開催に際しては、当学園会議開催の事務担当者が、前記「私立大学等の設置に係る寄附行為認可の審査の要点」第5項管理運営体制、管理運営状況、事務処理状況（2）項管理運営状況、事務処理状況＜最近の指摘例＞ウ項の記載内容を、理事会を先に、評議員会を後に開催するものと錯誤し開催してしまった。</p> <p>当学園は、学園又は学校の意思及び行為を決定する必要があると予測される案件については、予め、理事会等開催前に「学校法人タイケン学園稟議規程」第3条（ウイクリーミーティング）に規定する常勤理事、常勤評議員その他理事長が指名した非常勤理事、監事、及び非常勤評議員が出席して、毎週月曜日その内容についての意見交換等審議を実施している。平成23年度事業計画及び予算についても、平成23年3月7日、常勤評議員、常勤理事において審議しており、その内容は、当日出席できなかった理事、監事、及び評議員に報告している。</p> <p>しかしながら、ウイクリーミーティングの位置づけは、理事会、評議員会とは異なる審議の場である。従って、平成23年度事業計画及び予算に関しても評議員会、理事会において議決する必要がある、その開催順序は先ず、評議員会をしかる後に理事会を開催するべきであり、従って、開催順序が相違していた。</p> <p>学校法人タイケン学園としては、今回の事象を単に事務担当者の錯誤によるものだけに留めず、学園全般の事務処理、管理体勢の問題であることを認識し、以後は会議開催順序を含めた、理事会及び評議員会の適切な運営、開催を実施していく。（24）</p>	
<p>設置計画履行状況 調査時 (平成25年2月)</p>	<p>・当初の設置計画を踏まえ、教育研究環境の整備に努めること。特に図書館について、新書や専門書の充実及び事務職員の適切な配置等を計画的に進めること。また、通信教育課程であることに鑑みてネットワーク整備を推進する</p>	<p>平成25年3月までに新書、専門書を中心に139冊を補充し、図書館、研究室に配備した（別添1参照）。 事務職員は図書館利用の必要性に伴い、適時配置した。 ネットワークを整備し、科目履修、図書館利用に関する</p>	

<p>こと。</p> <p>・広報に関して、通信教育課程であることが明記されていないものがあることから、受験生に正確な情報を提供できるよう広報活動を見直すこと。</p> <p>・公開講座や教室、グラウンド等の施設の開放による、地域との交流について検討することが望ましい。</p> <p>・大学と専門学校の授業を混同している学生がいることから、履修指導等において適切に周知を図ること。</p> <p>・当初の設置計画にはないサテライトキャンパスを設けたことで教員の負担が増えたと考えられるため、授業負担や研究時間の確保について配慮すること。</p> <p>・通学課程であるとの認識で通っている学生も見受けられるので、将来的には通学課程の設置も含めて将来構想を策定することが望ましい。</p>	<p>情報提供を進め、通信教育環境の向上と業務効率化を図った。当該ネットワークのサイトでは、学生個別に配置したID、パスワードを用いてログインし、レポート提出期日、試験、補講、行事の日時（別添2、3参照）、ジャンル別の図書館蔵書一覧、貸出・返却状況、個人履歴、図書詳細、書名キーワード検索等の情報提供を行う（別添4～6参照）。一方、ネットワーク管理者は学年、履修科目ごとに区分けして学生管理を行う。また、購入図書、破棄図書、貸出返却の管理等を行う。（25）</p> <p>現在、平成25年度版の学校パンフレットを作成中であるが、最終校正において、従来に引き続き本学が通信教育課程であることを明記した。これに加えて、社会人向けリーフレットを作成し、通信教育を活用による効率的な学習に関するリーフレットを作成し、正確な情報を広報できるように努める。（25）</p> <p>大学の地元・利根町と提携協定を締結し（平成24年8月）、町主催講座や行事等において、地域との交流・連携を実施している。（25）</p> <p>学生へそれぞれの区分けを明確にして伝え、指導する。（25）</p> <p>教員のサテライトキャンパスでの教務は頻度が少なく（年に1～2回程度）、また、各サテライトキャンパスに配置する教務支援スタッフのサポートがあるので、教員の過度な負担とならないよう配慮している。（25）</p> <p>理事会、教授会、各委員会において検討する。（25）</p>		
<p>設置計画履行状況調査時</p>	<p>・スポーツプロモーション学部スポーツプロモーション学科（通信教育課程）において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合</p>	<p>本学が大学の新設であることを踏まえて、専任教員の採用は、大学での勤務の経験値を優先し、大学教授経験者を5名採用した。これら、「定</p>	<p>完成年度前（平成25、26年度）には、若手教員の補充を行うべく、平成25年12月の専任教員採用等設置計画変更書において3名の教員</p>

(平成26年2月)	が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想を策定し、着実に実行すること。	年規定に定める退職年齢を超える専任教員」は、最長で完成年度（平成27年度）までの有期契約となる。(26)	候補者の教員資格審査を申請した。教員資格審査の結果に応じて、平成26年4月にこれらの若手教員2名が専任教員として着任した。これにより、「定年規定に定める退職年齢を超える専任教員」の割合は低くなった。また、専任教員の平均年齢（平成26年4月時点）は57.7歳となり、教員組織編成の健全な将来構想の策定、教育研究の継続性の確保が可能となる。(26)
設置計画履行状況 調査時 (●●年●●月)	該当なし		

- (注) ・ 「設置時」には、当該大学等の設置時に付された留意事項（学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。）と、それに対する履行状況等について、具体的に記入し、報告年度を（ ）書きで付記してください。
- ・ 「設置計画履行状況調査時」には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された留意事項に対する履行状況等について、具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料があれば、添付してください。
 - ・ 定員管理に係る留意事項への履行状況は、指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。
 - ・ 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。

7 その他全般的事項

<スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科>

(1) 設置計画変更事項等

設置時の計画	変更内容・状況 今後の見直しなど
① 委員会 (1) 運営委員会 (2) 教務委員会 (3) 学生委員会 (4) 入試委員会 (5) キャリア開発委員会 (6) 倫理委員会 (7) 人事委員会 (8) 教材開発委員会 (9) 自己点検・評価委員会 (10) FD委員会 (11) 図書館委員会	① より役割分担を明確にし、業務を円滑にするため、委員会の構成を見直した。委員会構成は以下のとおりである。 (1) 運営委員会 (2) 教務委員会 (3) 学生委員会 (4) 入試委員会 (5) キャリア開発委員会 (6) 倫理委員会 (7) 教材開発委員会 (8) 自己点検・評価委員会 (9) FD委員会 (10) 図書館委員会 (11) 広報委員会 (12) 産学官連携委員会 (13) 研究委員会 (14) 留学生別科委員会

- (注) ・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
 ・ 設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

① 実施体制 a 委員会の設置状況 FD委員会 副学長を委員長として、経営上重要な委員会として位置付けている。構成員は、委員長以下、教職員5名である。 b 委員会の開催状況（教職員の参加状況含む） ・平成25年度第1回 平成25年4月16日（出席4名、欠席0名） ・平成25年度第2回 平成25年5月7日（出席4名、欠席0名） ・平成25年度第3回 平成25年8月6日（出席4名、欠席0名） ・平成25年度第4回 平成25年9月3日（出席4名、欠席0名） ・平成25年度第5回 平成25年10月1日（出席4名、欠席0名） ・平成25年度第6回 平成26年1月14日（出席4名、欠席0名） ・平成25年度第7回 平成26年3月4日（出席4名、欠席0名） c 委員会の審議事項等 ・平成25年度第1回 FD研修（平成24年12月20-21日、3月26-28日）の総括、活動スケジュール、活動内容 ・平成25年度第2回 活動スケジュール、活動内容 ・平成25年度第3回 活動スケジュール、活動内容 ・平成25年度第4回 活動スケジュール、活動内容 ・平成25年度第5回 活動スケジュール、活動内容 ・平成25年度第6回 活動スケジュール、活動内容 ・平成25年度第7回 活動スケジュール、活動内容
2) 実施状況 a 実施内容 ・FD研修実施の策定と準備

・FD研修実施

b 実施方法

- ・研修内容の調整
- ・本学・グループ校・法人本部の教職員による講義・演習

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ・FD研修会（平成25年4月8日）（出席16名、欠席15名）
- ・FD研修会（平成25年10月1日）（出席25名、欠席8名）
- ・FD研修会（平成25年12月26日）（出席16名、欠席17名）
- ・FD研修会（平成25年12月27日）（出席16名、欠席17名）
- ・FD研修会（平成25年12月28日） ※平成25年12月26-27日研修欠席者のフォローアップ研修
- ・FD研修会（平成26年3月4日）（出席23名、欠席10名）
- ・FD研修会（平成26年3月26日）（出席16名、欠席17名）
- ・FD研修会（平成26年3月27日）（出席16名、欠席17名）
- ・FD研修会（平成26年3月28日） ※平成26年3月26-27日研修欠席者のフォローアップ研修

※年度途中に教職員数の変動あり。

専任教職員は参加を義務付けている。

校務等で欠席の教職員は、事前にFD委員会へ欠席の理由の提出を義務付けている。

本学の方向性と展望、授業方法、レポート添削指導方法、講義の公開による相互評価、研究活動への取り組み、私立学校のマーケティング、学生募集、組織倫理・規律、地域連携、他校の事例、学生指導法、他業界から学ぶ営業方法等、多岐にわたり学ばせた。一方的な講義ではなく、演習や双方向コミュニケーションを取り入れ、課題発見、課題共有、課題解決を行った。

経営上、教職員の教育を最重要課題と位置付け、将来展望を踏まえ、妥協することなく、徹底的に厳しい姿勢で取り組んでいる。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

研修会参加者には、研修内容を踏まえたレポート課題の提出を義務付けている。提出されたレポートは集計され、その要旨を作成し、各教員及び職員に回覧し、課題を共通認識させることで、授業改善へ繋げるように取り組んでいる。FD委員会による活動を、活動の進展に伴い、随時、授業改善へ繋げることとする。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

年度当初の初学教育、一部科目において実施。それぞれ終了後直ちに実施した。ただし、安易な「人気投票」とならないようにする施策を検討中である。

b 教員や学生への公開状況、方法等

学内掲示板、ホームページにおいて公開。

(注) ・「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。
「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

設置の趣旨・目的は、入学式後に行なったガイダンス（平成26年4月10日、11日）により、学生へ周知することができた。また、設置計画を遂行し、4年制大学に相応しい教育研究活動を目指した。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

・平成26年7月1日 公表

b 公表方法

- ・自己点検・評価報告書を刊行し、希望者に配布。
- ・ホームページ上に公開。

③ 認証評価を受ける計画

完成年度以降、3年以内に評価期間の評価を受ける予定である。また、評価項目を基にして、自己点検を行うべく、自己点検・評価委員会にて準備を進める。

(注) ・ 設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表の有無

(有 ・ 無)

b 公表時期（未公表の場合は予定時期）

(平成24年7月1日)

http://www.taiken.ac.jp/images_ac/univ/univ7.pdf

http://www.taiken.ac.jp/images_ac/univ/univ8.pdf

日本ウェルネススポーツ大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ウェルネススポーツ大学学則第3条の規定に基づき、大学設置基準第25条の3の趣旨に沿い、日本ウェルネススポーツ大学（以下「本学」という。）において、本学の教育理念の実現に合致するよう教育内容等の改善を組織的に推進するために設けるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）推進委員会（以下「委員会」という。）の構成、役割及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学長が委嘱する委員 若干名

2 委員長は、学長とする。

3 第1項第4号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するとともに、関係方面との連絡調整を行って本学のFD活動が持続的に推進されるよう努めるものとする。

- (1) FD活動の企画立案
- (2) FD活動の実施計画の立案
- (3) FD活動の評価
- (4) FD活動に関する情報の収集と提供
- (5) その他、FDに関する事項

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

3 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。

4 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数の賛成によって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(教授会等への報告)

第5条 議長は、本委員会の決定事項について教授会に報告する。

(庶務)

第6条 本委員会の庶務は、教務課において処理する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。